

20高教政第231号
平成20年5月20日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

セクシュアル・ハラスメントの防止について（通知）

学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止については、平成11年4月1日付け11高教職第24号の教育長通知（平成15年8月26日付け15高教職第526号で一部改正）及び平成17年1月6日付け16高教職第1021号の教育長通知により各学校での取り組みをお願いしてきました。

また、平成19年10月16日付け19高教政第766号の教育長通知で「今、職場が変わるとき（不祥事対策研究会のまとめ）」を配付し、校内での研修でも活用いただき不祥事を起こさない学校づくりを進めていただいているところです。

特に、運動部活動におけるセクシュアル・ハラスメントは、密接な人間関係による指導のなかで、技術指導上身体への接触を伴うなど、他の教育活動とは異なる特殊な状況が生じるため、指導者は児童生徒の発達段階に応じた配慮のもと、適切な指導方法を選択する必要があります。

しかしながら、今回の懲戒事例のように運動部活動において、児童生徒が拒否の意思表示が明確にできないこと、指導者の勝手な思いこみや勘違いなどにより、自らの行動を律することができなく、生徒へのセクシュアル・ハラスメントが発生しています。

ほとんどの学校がよりよい学校づくりをめざし、学校組織として取り組んでいる中、県民の信頼を大きく損ねることとなり、県教育委員会としては極めて遺憾であり、危機的な状況であると言わざるを得ません。

については、教職員一人一人がこれまで以上に人権意識を高めるとともに、特に運動部活動においては適正な指導が行われるよう、校内の話し合いの場や研修会の際に別添チェックリストの視点も参考にし、セクシュアル・ハラスメントの理解を深め、学校をあげてその防止に努めるよう管内の各校長にご指導をよろしくお願いいたします。

なお、参考に県立学校長あての通知文も添付させていただきます。